

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

企画展『寺山修司 不思議図書館』

『書を捨てよ、町へ出よう』とうたいながら、実は大変な読書家であった寺山修司。秘蔵資料となっていた約4,000冊の蔵書を公開します。

- ▶とき **第1期**
開催中～12月9日(日)
- 第2期**
12月13日(木)～平成31年3月31日(日)
- ▶ところ 寺山修司記念館
- ☎寺山修司記念館 ☎593434

野辺地町

実践！考古学「石器で捌いて、土器で食すー縄文的食体験ー」

「縄文」に理解を深めるため、今回は「食」をテーマに講座を開催します。

- ▶とき 11月10日(土)
午前9時30分～午後1時
- ▶ところ 野辺地町中央公民館実習室
- ▶内容 ①土器で煮てみる
②石器で捌いてみる
③食べてみる
- ▶定員 15人
- ▶申込期限 11月8日(木)
- ☎歴史民俗資料館 ☎0175649494

小坂町

クリスマスマーケットin小坂2018

- 近代クリスマス発祥の地「小坂町」でのクリスマスマーケット。会場全体がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気を感じることができます。
- ▶とき 12月1日～22日の土曜日
 - ▶ところ 明治百年通り(天使館周辺)



- ☎小坂町観光産業課観光商工班
- ☎0186293908
- 小坂まちづくり株式会社
- ☎0186295522

おいらせ町

日本一のおいらせ鮭まつり

鮭のつかみ取りやサーモンレース、芸能ステージなど催事も充実しています。

- ▶とき 11月17日(土)
午前9時30分～午後4時
- 18日(日)
午前10時～午後3時30分
- ▶ところ しもだサーモンパーク
- ☎おいらせ鮭まつり実行委員会 ☎0178564703



法律相談



～第40回～

あなたの街の

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「労働審判」についてです。

☎まちづくり支援課 ☎516777

Q)労働審判制度について教えてください。

A)労働審判制度は、解雇や給料の不払いなど、事業主と労働者との間の個々の労働関係に関する紛争を解決することを目的とする手続きです。原則3回以内の期日で審理し、話し合いによる解決の見込みがあれば、適宜調停を試みることでされており、通常訴訟に比べて迅速な解決が可能です。

もつとも、事案が複雑であったり、当事者の対立が激しく早期の譲歩が難しい場合には通常訴訟を選択することがふさわしいといえます。

Q)一年間の有期契約で勤めていた会社から期間満了前に突然解雇を言い渡されました。労働審判を利用したいのですが。

A)期間の定めのある労働契約においては、原則として期間満了をもって契約終了となりますから、期間の

定めのない労働契約に比べ、期間満了前の解雇の有効性がより厳格に判断されます。また、解雇の有効性の根拠となる、やむを得ない事由の存在について、事業主側に立証責任があります。

有期契約における解雇の有効性(無効性)を争うには、労働審判を利用することがより適切であるといえます。

Q)私は、復職を望んでいます。

A)労働審判手続は、金銭和解に至る可能性が高いことから、復職を強く希望している場合には労働審判は馴染みません。

Q)上司からのパワハラについて会社の責任を追及したいのですが。

A)客観的な証拠がなく、立証が複雑であったり、争点整理に時間を要するような事案の場合にも、労働審判は馴染みません。使用者以外の個人を相手方とすることもできません。通常訴訟の提起を検討します。

また、労働審判委員会は、労働審判の申し立てがあった場合であっても、労働審判手続を行うことが適切でないとは判断したときには、労働審判事件を終了させることができます。このときは、訴訟へ移行します。

(文責・弁護士 橋本明広)
弁護士法人青空と大地 ☎215162